## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策と相談

4月7日に政府対策本部より埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、「緊急事態宣言」が発令され、埼玉県における緊急事態措置が実施されているところです。

(4月16日 全国に緊急事態宣言が発令)

町では、同日に松伏町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止や町民の皆様の不安の解消に努めてまいりました。さらに感染拡大を防止し、役場機能を継続するため、役場職員は2交代制の在宅勤務を実施しました。

町民の皆様におかれましては、非常にご不便をおかけしておりますが、一日も早く終息できますよう、引き続き日常的な感染予防を徹底していただきますよう、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

松灰縣 鈴木勝

## 納税が困難な方への猶予制度があります

問合せ 税務課 ☎991-1835

新型コロナウイルス感染症に納税者やご家族がり患した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等の事情により、町税を納付することが困難となってしまった方は、猶予制度がありますので、税務課徴収担当までご相談ください。 ※猶予制度対象の関連記事P.8軽自動車税(種別割)、P.14固定資産税

#### 一人ひとりができること

新型コロナウイルスに感染しないようにするために、まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。症状が出ない潜伏期でも感染する場合があります。

[うつらない、うつさない]ためにも、みんなでがんばりま しょう。

◆石けんを使って こまめに手を洗いましょう 外出先からの帰宅時や 調理の前後、食事前など こまめに手を洗いましょう。

楽しく歌をうたいながら 20秒手を洗おう!



◆ほかの人にうつさないために 咳エチケットに気を付けましょう マスクを着用し、とっさの時は袖や 上着の内側で覆いましょう。

NO! 3密!!

- ◆3つの「密」を避けましょう
  - 1.換気の悪い 密閉空間
  - 2.多数が集まる 密集場所
  - 3.間近で会話や発声をする **密接場面**

クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の 生活の中で3つの[密]が重ならないよう工夫しましょう。

◆ソーシャルディスタンスの確保 人と人との間隔は、2メートル程度取りましょう。

# イベント、公共施設の使用等の実施可否について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、掲載イベント・講座等について中止、公共施設の休所・休館又は使用制限の措置を取らせていただく場合があります。

開催見合わせが決定しているイベント等

- ・ゴールデンウィークパーク(5/2~6)
- ·行政説明会(5/14)
- ・春の花まつり(5/16)
- ・江戸川クリーン大作戦(5/31)

最新の情報につきましては、順次町ホームページ等でお知らせをしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

また、町ホームページ等で確認が取れない場合は、各開催元や各担当へお問い合わせください。

### 新型コロナウイルスに 関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター <24時間受付> ☎0570-783-770

コロナウイルス感染症に関する一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には専門外来を紹介します

聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。相談票は埼玉県のホームページでダウンロード可。

FAX 048-830-4808

帰国者・接触者相談センター (春日部保健所) ☎048-737-2133

次の症状があり、新型コロナウイルス感 染症が疑われる人の相談

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日 以上続いている(高齢者や基礎疾患など がある人は2日程度続く場合)。
- ※解熱剤を飲み続けなければならない方 も同様です。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある